

2021年度 事業計画書

2021年1月1日から 2021年12月31日まで

特定非営利活動法人多摩東成年後見の会

1 事業実施の方針

- (1) 法人後見事務においてはチームの連携を密にし、本人に寄り添いその意思を尊重し、市民後見人として特に身上保護を重視する。また、親族や監督人との意思疎通を心掛け、信頼関係の構築に努め、特に財産管理面においては不明朗な会計処理のないよう内部監査を徹底する。
- (2) 新規受任活動に当たっては地域の行政、社協との良好な関係構築のみならず、独自の開拓力強化に努める。成年後見制度の啓発に留まらず、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、健康・生きがいづくりに配慮し、支援する。
- (3) NPO法人としての市民後見活動を積極的にアピールし、また「マイノート」を活用し、高齢者の尊厳と自己決定権を重視した任意後見制度利用の促進に努める。
- (4) 受任拡大を図るため会員のスキル向上に努める。後見人実務の研修や任意後見、見守り、死後事務委任等の各種契約書作成実務の研修を行う。
当面コロナ感染拡大防止のための行政指導に従い、順次 法人活動を再開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利事業に関わる事業

（事業総経費【 488】千円）

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
(1) 法定後見の 受任事業	① i 受任済み被保佐人への 後見活動	随時実施	被保佐人の 入所施設	2人	小金井市1人	129
	ii 受任済み被後見人への 後見活動	随時実施	被後見人の 入所施設	2人	小金井市1人	121
	② 新規受任者	随時実施	自宅	1人	新規1人	35
(2) 任意後見の受任 及び 生活支援事業	① 任意後見委任者への 見守り活動	1～12月	委任者の自宅 定例会	2人 10人	三鷹市1人 三鷹市1人	37 0
	② 新規見契約手数料	10～12月	三鷹市	1人	三鷹市1人	27
	③ 新規利用者開拓	1～12月	三鷹・他	2人	三鷹他1人	22
(3) 後見制度の啓発 及び 市民後見の利用 相談事業	① 講習会					
	a) 助成金講習会	講習会	(小金井市)	0人	市民等 0人	0
	b) 三鷹市講習会	講習会	三鷹市	4人	市民 30人	35
	c) 大館市プロジェクト	講習会	大館市	4人	市民等30人	6
	d) 講演会（講師派遣）	講演4～10月	小金井	1人	市民 25人	1
② 利用相談会の実施 掲示物展示とヒヤリング 法人紹介等	3月/4-7月	3月/4-7月	小金井市	2人	市民等40人	25
	9月	9月	三鷹市	2人	市民等	4
	2～12月	2～12月	その他	2人	受講者多数	5
(4) 市民後見人の 養成事業 (含 会員研修)	① マイノート指導員養成	4～12月	三鷹市・ 大館市・ 小金井市	2人	当会員10名	5
	② 任意後見人養成	4～12月		2人	当会員2名	12
	③ 後見人実務等研修	4～12月		10人	当会員10名	24

(2) その他の事業 なし